

## 旅程管理研修および旅程管理主任者証についての Q & A

---

1. Q. 旅程管理研修とはどのようなものですか。  
A. 募集型企画旅行、受注型企画旅行に主任として添乗する際、保有していなければならない資格が旅程管理主任者資格です。旅程管理研修はその資格を得るための要件の一つです。
  
2. Q. 旅程管理研修は誰でも受講できますか。  
A. いいえ。満 18 歳以上で旅行会社もしくは添乗員派遣会社に在籍されている方、またはその予定（入社内定、派遣登録予定）の方が対象です。  
旅程管理主任資格は、添乗業務に携わっている方が保有していなければならない資格ですので、添乗業務に携わっていない、またはその予定が無い方は取得できません。従って旅程管理主任資格を得るための研修も受講できません。  
ただし、通訳案内士として登録されている方は受講いただけます。  
※上記のほか、旅行業務に関して不正な行為を行った者等、旅行業法で定められた規定に抵触している場合も受講できません。
  
3. Q. 旅程管理研修を修了すれば旅程管理主任資格が得られますか。  
A. いいえ。添乗実務の経験が必要です。  
添乗実務の経験は、研修を修了した日の前後 1 年以内に 1 回以上、または研修修了後 3 年以内に 2 回以上必要です。添乗実務には、旅程管理主任資格を必要としない添乗業務や（サブ添乗など）、旅程管理の実務経験を目的とした研修なども含まれます。  
上記の要件を満たした方は旅程管理主任者の資格が得られます。企画旅行の添乗業務に主任（チーフ）として就く際は旅程管理主任者証の携行が義務付けられており、主任者証は、所属の旅行会社や、派遣会社（発行者は日本添乗サービス協会）が発行します。
  
4. Q. 旅程管理研修修了証明書に有効期限はありますか。  
A. ありません。  
ただし、Q 3 にあるように実務経験が無いと旅程管理主任者証を発行できませんので、研修修了後 3 年以内に旅程管理主任者証の発行を受けていない方は、結果として修了証が無効同然となってしまいます。
  
5. Q. 旅程管理主任者証に有効期限はありますか。  
A. はい。発行日から 5 年ごとの更新が必要です。  
ただし有効期限が切れた場合でも、その主任者証の写しと旅程管理研修修了証明書の写しがあればいつでも発行を受けることができます。

6. Q. 旅程管理主任者証は、有効期限内のものであれば所属する会社が変わっても使用できますか。

A. いいえ使用できません。

所属する旅行会社や派遣会社が変わったときは、移籍後の会社が発行した旅程管理主任者証を持つ必要があります。移籍前の旅程管理主任者証は写しを取って返納し、移籍後の会社にその写しを提出すればその会社の主任者証が発行されます。

7. Q. 旅程管理主任者証は、所属する会社を辞めるときは返さなければいけないのですか。

A. はい。

ただし、その旅程管理主任者証の写しと旅程管理研修修了証明書の写しがあれば、再び旅行会社等に就職したときにいつでも発行を受けることができます。

8. Q. 私は複数の派遣会社に登録していますが、旅程管理主任者証は登録しているそれぞれの会社のものを持つ必要がありますか。

A. はい。

旅程管理主任者証には所属会社名が記載されていますので、複数の派遣会社に登録がある添乗員は重複して主任者証を持つ必要があります。

9. Q. 結婚などで姓が変わったとき、旅程管理主任者証はどうすれば良いですか。

A. 変更後の氏名で再発行を受けてください。

旧姓と新姓の両方が記載された公的書類（運転免許証、パスポート、戸籍抄本など）を添付して所属会社の担当者に申請してください。

10. Q. 一般旅行業務取扱管理者試験に合格していると旅程管理研修が免除されますか。

A. はい。

1996年（平成8年）4月1日以前に旅行業務取扱主任者資格に合格した方は以下の特例が適用されます。

○一般旅行業務取扱主任者・・・総合旅程管理研修を修了したものとみなす

○国内旅行業務取扱主任者・・・国内旅程管理研修を修了したものとみなす

上記の方は旅行業務取扱主任者試験の合格証の写しと実務経験の証明で「旅程管理者主任者証」の発行が受けられますが、実務経験は旅行業務取扱主任者試験の合格日、もしくは平成8年4月1日を基準日としてその前後1年以内に1回、基準日から3年以内に2回以上の証明が必要です。

以上